

## 令和4年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

|                                    |       |   |
|------------------------------------|-------|---|
| 1                                  | 日 時   | 令和4年（2022年）3月25日（金） 午後1時30分                         |
| 2                                  | 場 所   | 市役所本庁舎8階第2会議室                                       |
| 3                                  | 出席者   | 辻教育長，藤井委員，小葉松委員，須田委員，神田委員                           |
| 4                                  | 欠席者   |   |
| 5                                  | 事務局   | 川村生涯学習部長，永澤学校教育部長，吉本生涯学習部次長，<br>横川教育政策推進室長，渡邊管理課長   |
| 6                                  | 傍聴者   | 0人  |
| 7                                  | 付議事項  |   |
| 日程第1                               | 議案第1号 | 函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて             |
| 日程第2                               | 議案第2号 | 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の制定に関し，議決を求めることについて   |
| 日程第3                               | 議案第3号 | 函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し，議決を求めることについて                   |
| 日程第4                               | 議案第4号 | 函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し，議決を求めることについて                  |
| 日程第5                               | 議案第5号 | 函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し，議決を求めることについて                      |
| 日程第6                               | 議案第6号 | 教育財産の設定に関し，議決を求めることについて                             |
| 日程第7                               | 議案第7号 | 教育財産の廃止に関し，議決を求めることについて                             |
| 日程第8                               | 議案第8号 | 函館市立臼尻小学校の敷地の変更に関し，議決を求めることについて                     |
| 日程第9                               | 議案第9号 | （仮称）総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方（たたき台）に関し，議決を求めることについて  |
| 日程第10                              | 報告第1号 | 令和4（2022）年度公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団事業計画の報告について          |
| 日程第11                              | 報告第2号 | 令和4（2022）年度一般財団法人函館市学校給食会事業計画の報告について                |
| 日程第12                              | 報告第3号 | 「不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策～一人ひとりにより添った支援の充実のために～」について |
| 日程第13                              | 報告第4号 | 学級閉鎖期間中に見守りが必要な子どもの居場所について                          |
| 日程第14                              | 協議第1号 | 教育委員会臨時会のあり方および資料のペーパーレス化について                       |
| <p>■辻教育長</p> <p>○ 開会宣言 午後1時30分</p> |       |   |

- 議事録署名人に、藤井委員、小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第9、議案第9号「(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方(たたき台)に関し、議決を求めることについて」を「非公開」としたいが、いかがか。
- 異議がないので、「非公開」とさせていただく。
- それでは、日程第1、議案第1号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

#### ■生涯学習部長

- 議案第1号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの改正は、函館市学校設置条例の一部改正に伴い、規定を整備するものである。改正内容は、開放校の一覧となっている別表から学校再編により統合となる「石崎小学校」を削り、「東小学校」を「銭亀沢小学校」に改め、同じく統合となる「大船小学校」を削り、「磨光小学校」を「南茅部小学校」に改めるものである。なお、この規則の施行期日は、令和4年4月1日とするものである。

#### ■辻教育長

- 議案第1号について何かあるか。

(意見なし)

#### ■辻教育長

- 議案第1号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第2号「押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整理に関する規則の制定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

#### ■生涯学習部長

- 議案第2号「押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整理に関する規則の制定に関し、議決を求めることについて」説明する。国において行っている、デジタル時代に向けた規制・制度等の見直しの一環として、地方公共団体に対して、行政手続における押印等を積極的に見直すよう要請があったところである。函館市においては、申請時の負担軽減、業務の効率化のため、市に提出される申請書等への押印を原則廃止することとした

ところであり、教育委員会としても、申請者等からの押印を原則廃止するため、議案に記載の第1条第1号から第8号までの規則、第2条および第3条の規則の様式を改正しようとするものである。なお、この規則の施行期日は、令和4年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第2号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第2号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第3号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第3号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの改正は、国が推進する押印見直しの取組に基づき、各種事務手続きにかかる提出書類の押印を廃止するため、主に別記様式を改めることが趣旨である。改正の内容であるが、第6条第2項につきましては、旅行命令簿の確認印を廃止するため、文言の整理をするものである。第7条の2および別記第9号様式の6については、この規定の前提となる学校管理規則の標記に合わせ、文言を整理するものである。別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式、別記第9号様式、別記第9号様式の2、別記第9号様式の4、別記第10号様式の2、別記第11号様式、別記第13号様式、別記第13号様式の2、別記第13号様式3、別記第13号様式の5、別記第14号様式、別記第14号様式の2、別記第15号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第19号様式、別記第20号様式および別記第21号様式については、押印を必要としていたが、これを廃止するよう整備するものである。同様に、別記第9号様式の7、別記第10号様式、別記第13号様式の4については、職員の押印を必要とする欄をそれぞれ削除する。別記第16号様式については、氏名の自署および押印を必要としていたが、これを自署のみに変えるものである。なお、この訓令の施行期日は、令和4年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第3号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第4号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第4号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。委員の任期満了に伴い、佐々木理之氏ほか12名を、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで委嘱しようとするものである。公募委員については、2名募集していたが、1名の応募しかなかったため、残りの1名の再公募を予定している。函館市いじめ防止対策審議会条例第3条において、委員の定数は15人以内とされており、定数は満たしていることを申し添える。

■辻教育長

- 議案第4号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第4号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第5号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第5号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。委員の任期満了に伴い、池上収氏ほか53名を、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第4号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第6、議案第6号「教育財産の設定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第6号「教育財産の設定に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの設定は、来年度、史跡大船遺跡史跡外駐車場整備の土木工事に着手するために行うものである。

(議案資料「位置図」を用いて設定財産について説明)

なお、令和4年度中の供用開始に向けて、乗用車24台、バス3台程度の駐車場を設け、史跡大船遺跡の見学者の利便性と安全性の向上が図られる予定である。

■辻教育長

- 議案第6号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第7号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第7号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。本件は、令和3年5月14日付けで取得した千代台公園庭球場整備用地において、この度、テニスコートを8面増設するための土木工事が完成し、4月1日から函館市都市公園条例に基づく千代台公園庭球場として供用を開始することから、公園用地の所管である函館市土木部に引き継ぐため、教育財産を廃止しようとするものである。

(議案資料(図面)を用いて廃止財産について説明)

現在、千代台公園および公園内の運動施設は、函館市土木部から事務委任を受けて管理しているが、今後は、この度整備した土地を含めた公園用地を、スポーツ振興のために管理していく予定である。

■辻教育長

- 議案第7号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第7号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第8、議案第8号「函館市臼尻小学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第8号「函館市臼尻小学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。現在の現在の臼尻小学校の敷地は、所在地が「臼尻町」、地番が「595番地1のうち」、地目が「宅地」、地積が「24,069.41㎡」となっている。

(議案資料(図面)を用いて敷地変更の内容について説明)

北海道開発局で施行する臼尻漁港臨港道路の整備により、交差する箇所改修が実施される市道臼尻小学校2号線の道路敷地として利用するため、地番「595番1のうち」38.44㎡を南茅部支所へ所管替えしようとするものである。この結果、変更後の臼尻小学校の地積は、24,030.97㎡となる。なお、臼尻小学校については、本年3月31日をもって閉校することとなっている。

■辻教育長

- 議案第8号について何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第8号については、原案のとおり決定する。

- 次に、日程第9、議案第9号「(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方(たたき台)に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(非公開につき、会議録省略)

#### ■辻教育長

- 議案第9号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第10、報告第1号「令和4(2022)年度公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団事業計画の報告について」報告を求める。

#### ■生涯学習部長

- 報告第1号「令和4(2022)年度公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団事業計画の報告について」であるが、「公益目的事業」の「文化の振興に関する事業」については、1ページから4ページに記載のとおりである。「公益目的事業」の「スポーツの振興に関する事業」については、5ページから6ページに記載のとおりとなっている。「収益事業等」については、6ページから7ページに記載のとおりとなっている。収支予算書であるが、ただいま説明した事業を行うための収支予算が、8ページから13ページに記載のとおり計上されている。なお、本件については、当該財団が、市の100%出資団体であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市議会2月定例会で報告を行っている。

#### ■辻教育長

- 報告第1号について、何かあるか。

(意見なし)

#### ■辻教育長

- 次に、日程第11、報告第2号「令和4(2022)年度一般財団法人函館市学校給食会事業計画の報告について」報告を求める。

#### ■学校教育部長

- 報告第2号「令和4(2022)年度一般財団法人函館市学校給食会事業計画の報告について」、まず、令和4年度の事業計画であるが、例年と同様に、学校給食用物資の安定供給に関する事業、学校給食用物資の安全確保および衛生管理に関する事業ならびに学校

給食に関する調査研究を行うとしている。次に収支予算書であるが、ただいま説明した事業を行うために収支予算が記載のとおり計上されている。なお、本件については、学校給食会が市の100%出資団体であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市議会2月定例会で報告を行っている。

■辻教育長

- 報告第2号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 次に、日程第12、報告第3号「不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策～一人ひとりにより添った支援の充実のために～」について報告を求める。

■学校教育部長

- 報告第3号「不登校およびその傾向がみられる児童生徒への対策～一人ひとりにより添った支援の充実のために～」の概要について説明する。本市における不登校の割合は、年々増加傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染症拡大後は、その傾向が顕著になっている。また、各学校には一人に一台の学習用端末が整備され、不登校および不登校傾向が見られる児童生徒への支援のあり方も変化してきている。そのため、本市における不登校に対する対策を改めて整備し、各学校に示すことにより、それぞれの取組の充実を図ることを目的として、今回、冊子としてとりまとめたものである。具体的には、4ページから記載しているが、各学校においては、「未然防止」、「初期対応」、「自立支援」の3つの取組を行うとともに、教育委員会においては、「不登校防止対策の推進」、「教員研修の充実」、「ICTを活用した学習支援システムの利用」、「教育相談、相談窓口の開設」、「適応指導教室、相談指導学級の開設等」の5つの支援を行うものである。また、9ページからは資料編として、「基本的な対応例」や「ICTを活用した学習支援」などについて、参考資料を掲載している。最終23ページには、相談窓口等を掲載している。今後、今年度中に各学校に周知を図るとともに、市ホームページにて公表する予定である。

■辻教育長

- 報告第3号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 次に、日程第13、報告第4号「学級閉鎖期間中に見守りが必要な子どもの居場所について」報告を求める。

■学校教育部長

- 報告第4号「学級閉鎖期間中に見守りが必要な子どもの居場所について」報告する。本件については、新型コロナウイルス感染症に関して、児童生徒の感染が確認された際の学級閉鎖については、現在、北海道の基準により、5日間を基本とし、感染拡大の防止に努めている。また、学級閉鎖中においては、少年団活動や習い事、学童保育所や児童館の利用を自粛してもらうとともに、各家庭で児童生徒の健康観察に努めていただくようお願いしている。その一方で、仕事を休めず、児童の面倒を見る人もいない家庭もあり、見守りが必要な子どもの居場所を確保することが課題となっていた。このたび、一人で過ごさなければならない低学年児童の安全を確保する必要があると判断し、教育委員会と市の子ども未来部が連携し、学校内での受入れを決めたところであり、3月8日から対応している。対象児童については、原則小学校1年生から3年生までとし、抗原検査やPCR検査で陰性が確認された児童としている。受入場所については、当該児童が通う小学校の教室等を活用している。受入時間については、8時から17時までのうち、見守りが必要な時間での受入れを基本とするが、17時以後においても可能な限り対応することとしている。保護者からの相談窓口は、子ども未来部にある「子どもなんでも相談110番」としており、児童の受入にかかる学校側の窓口は教頭が行うとしている。なお、児童の受入時には、保護者による送迎、学習用具や弁当・水筒を持参することとしている。3月8日以降、3月23日までの受入状況は、延べ3名の児童を受入れている。

■辻教育長

- 報告第4号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- これで、報告事項を終了する。
- 次に、日程第14、協議第1号「教育委員会臨時会のあり方および資料のペーパーレス化について」協議に入る前に生涯学習部長から説明を求める。

## ■生涯学習部長

- 協議第1号「教育委員会臨時会のあり方および資料のペーパーレス化について」説明する。まず、教育委員会の臨時会のあり方についてであるが、函館市教育委員会臨時会は、報告事項を主な内容としており、最近では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置の実施など、委員の皆様への情報提供要素が強いものとなっていることから、教育委員会臨時会のあり方について見直したく、協議をお願いするものである。「(1)現状」であるが、函館市教育委員会では、会議招集の暇がない場合において、議決事件については、委員の皆様個別に伺い、意見、同意を求める、いわゆる持ち回りにより事件の決定をしており、報告事件については、委員の皆様と電話連絡の上、臨時会報告事項として、資料を電子メールで送付している。次に、「(2)教育委員会の会議のあり方」であるが、教育委員会は、合議制の機関であり、会議において、複数の委員が交互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、正しい意思決定を導き出すことが期待されているものであるとともに、人事に関する事件その他の事件を除き、会議は原則公開することとされている。以上のことを踏まえ、「(3)今後の対応」であるが、いわゆる持ち回り等による臨時会事件の取扱いを次のとおりとしたいと考えている。議決事件については、基本的に定例会で取り扱い、会議招集の暇があるときには臨時会を招集することとし、教職員や事務局職員に係る人事に関する事件や予算などの市議会の議決を経るべき事件など、会議招集の暇がないものについては、これまでと同様の取扱いとしたいと考えている。報告事件については、これまで臨時会事件として取り扱っていたものを、委員の皆様への参考資料配付に扱いを変更し、事件の趣旨等をこれまで連絡用として使用している電子メールでお知らせしたいと考えている。資料については、共有フォルダに格納し、委員の皆様には、タブレット端末から閲覧していただこうと考えている。なお、タブレット端末導入までの間は、連絡用としている電子メールに資料を添付のうえ送信し、重要な事件については、これまでと同様に個別に電話等により説明させていただきたいと考えている。配付した資料については、事件名や件数などを直後の定例会において報告するとともに、必要に応じ、その後の経過などを報告したいと考えている。
- 次に「2 資料のペーパーレス化」についてであるが、令和3年第2回教育委員会定例会において、タブレット端末を活用したペーパーレス化について決定しているが、タブレット端末の導入については、令和4年5月の定例会からとし、導入後には、議案、参考資料等については、原則、紙での配付を廃止したいと考えている。資料のイメージ図のとおり、具体的には、委員の皆様とタブレット端末を配付し、タブレット端末から共有フォルダにアクセスし、議案や先程説明した参考資料等を閲覧するという運用を想定している。なお、導入する端末は、市立小中学校の児童生徒が使用しているタブレット端末の後継モ

デルの機種にしたいと考えており、操作方法などは、導入時に改めて説明したいと考えている。

■辻教育長

- ただいまの説明も踏まえ、何かあるか。

■藤井委員

- 学校もICT化が進んでいるので、賛成である。

■辻教育長

- ほか、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- これで、協議事項を終了する。

■終了宣言

- 午後2時45分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 中田 壮研